

## 障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が講ずべき措置に関する指針案(概要)

### (1) 基本的な考え方

- 対象となる障害者の範囲は、障害者雇用促進法に規定する障害者である。
- 対象となる事業主の範囲は、すべての事業主である。
- 直接差別を禁止する(車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付添いなどの社会的不利を補う手段の利用などを理由とする不当な不利益取扱いを含む)。
- 事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要である。

### (2) 差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進などの各項目に沿って禁止される差別を整理する。
- 各項目について、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとするのが差別に該当する。
- ただし、次に掲げる措置を講ずることは、障害者であることを理由とする差別に該当しない。
  - ・ 積極的差別是正措置として、障害者でない者と比較して障害者を有利に取り扱うこと。
  - ・ 合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として異なる取扱いを行うこと。
  - ・ 合理的配慮に係る措置を講ずること(その結果として、障害者でない者と異なる取扱いとなること)。
  - ・ 障害者専用求人採用選考又は採用後において、仕事をする上での能力及び適性の判断、合理的配慮の提供のためなど、雇用管理上必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認すること。